

「『史記』の作者たち」について

沢 谷 昭 次

はじめに

筆者は、先にバートン・ワトソン氏の著書を論評した際に『『史記』はその本質においてホメロスであるよりはヘロドトスではないのか』という読後感を披瀝したことがある⁽¹⁾。それは、ワトソン氏が『史記』の文学作品としての価値を強調し、その顕彰に努力されようとしている姿勢の中に、現代日本における『史記』研究・『史記』評価のある一面が、強いていえばその欠陥と思われる一面が、不當に拡大再生産されているかに思われたからに他ならない。

すなわち、文学作品としての『史記』を研究・評価しようとするに当つて、我々は、ともすれば、『文章は左国史漢』とか、『文は秦漢、詩は盛唐』といった、いわば明治以後の日本における『史記』のおかれた位置=漢文教育という土壤の上に育つた、『論語』や『唐詩選』に代表されるような漠然たる『中国古典像』としての『史記』の評価を、暗黙的前提としているのではないだろうか。それは、つまり、「鴻門之会」であり、「四面楚歌」であ

「『史記』の作者たち」について

沢谷

第六十卷
三四一

り、孟嘗君列伝や張良・韓信の故事の世界なのであり、その限りでの文章表現乃至は辞句の配列の巧拙が必要以上に問題にされる世界なのである。

遠い王朝時代の博士家での『史記』の読み方についてはしばらくおくとしても、江戸期以降、特に明治以降の日本において、圧倒的多数を占める読者にとっての『史記』は、上述した“文章表現”としての『史記』として、評価の対象にのぼせられて来たと言つてよからう。⁽²⁾しかし、このことは、一方において、実体としての『史記』＝歴史叙述としての『史記』の在り方とは、微妙なズレ、いわば内的矛盾ともいうべきズレを包含していたのではないだろうか。

もちろん、『史記』を文学作品として見ることとは、それ自体不当なことでもないし、ありうべからざることだというのでもない。それはそれで一つの世界を形成しうるし、特にその研究成果が、これまた一個の文学作品の形をとつて提出された場合に、幾多のすぐれた事例として結晶化した事実を、我々はすでに見て來た。⁽³⁾

しかし、歴史叙述としての『史記』の全体像を、常に司馬遷という歴史上の一個人の在り方と関わらせて見ると、いうこと、すなわち、“『史記』の世界”は司馬遷が構築した世界であり、その細部にわたつての筆遣いにおいて常にその背後に司馬遷という一個人の人格の息吹きを意識しようとするとは、これはいわば近代における創作家としての作者とその作品の関係を見ることくに『史記』および司馬遷を見るということであつて、果して、中国古代における歴史叙述としての『史記』の実体を把握するにふさわしい手法といえるであろうか。そこには、実体と虚像との間に、大きな断絶が存在しているのではないだろうか。

すでに十九世紀の末に、シャヴァンヌが道破している様に、近代の歴史研究者たちは、『史記』を一個人の手になる“作品”的如くには見なしていない。極論すれば、歴史研究者たちの眼に映る『史記』は、いわば「資料の塊」ともいべき「巧みに作られたモザイック」の如くに見えるのである。そこから引き出される個々の史実がどのようなものとして処理されるかは別として、中国古代史の専攻者たちは、『史記』を漢の武帝期に至るまでの時代の資料的宝庫と見なしているのであるが、それ以上でもそれ以下でもない。

何故ならば、『史記』の圧倒的部分について、『史記』の作者たち⁽⁵⁾が、殆んどそのままを引き写したと思われる膨大な先行資料が予想されているのであり、現存している比較可能な先行資料と思われるものに照し合せてみても、この事実は『史記』全篇にわたって考慮されねばならないことが、否定し難い重みとなつて歴史研究者たちの前に提示されているからである。

しかも、中国における歴史叙述の伝統は、『史記』において典型的に見られる様な、かかる“先行資料の中から適切なるものの選択とその引き写し、およびその補正”という作業を、その中心部分としている。『史記』に後続した『漢書』が、武帝期以前のほとんどすべての叙述において、圧倒的に『史記』の引き写しとその補正に依存し終始していることは、これまた周知の事実といわねばなるまい。そして、この伝統は二千年余にわたる長期間を通じて踏襲され継承され続けてきたのである。我々は、そこに、近代的意味における一個人の思想・感情を表現する成果としての著作物におけるが如き場合とは、余りにも程遠い、異質的な環境の中に『史記』の作者たち⁽⁶⁾は身を置いているのだということを気づかざれずにはいないのである。

以下において、筆者は、「『史記』の作者たち」が身を置いていた時代背景とその制作に至る経緯とを、主として『史記・太史公自序』の内容に即して検討することによって、「『史記』の作者たち」にとって『史記』の制作とは、そもそもどの様なことであったのかという問題に若干の光をあててみようと思う。

一、司馬談をめぐって

通常、「『史記』」は、秦漢帝国の成立という中国古代における一つの大きな結節点を背景にして出来上った、最初の「通史」であり、「同時代史」もある、とみなされている。つまり、それは、「『史記』の作者たち」が意識し得た限りでの歴史的過去の総合的叙述であると同時に、漢の武帝時代という、古代中国における特筆大書さるべき黄金時代の現状報告書をも兼ね備えていた。そして、その核心的部分に位置する歴史把握の姿勢には、当代における董仲舒を代表とする前漢初期公羊学派の「春秋」観が、大きな影を投げかけていたと思われる。

孔子が「春秋」を著作したという歴史的事実は、「論語」には見られず、「孟子」以後において、その事実性が強調される⁽⁷⁾。更には、孔子は単に先王之道（礼樂）を説いた「述者」であるといわんよりは、むしろ「作者」として後王の法を制定したのだとして、孔子を周公旦に比すべき位置にまで持ち上げてゆくのは、「孟子」から更に下った「荀子」以降の法家系統の著作物において顕現してゆく。しかし、その様な諸点についての議論は、ここでは縷々しない。

いずれにせよ、現在の我々は、『史記・孔子世家』によって大枠を設定された孔子像を与えられており、少くも

「『史記』の作者たち」¹が、上述した大梓での孔子像を根拠にして、歴史的事実の記録としての「春秋」を解釈していたことは確かである。少くとも、「太史公自序」に見られる司馬談は、このことを明確に自己の著作活動と結びつけて説明しているからである。

即ち、司馬談は、死に臨んでの遺囑の中で、

(周の)幽王・厲王の後は、王道が缺け、礼樂が衰えた。(このとき)孔子が旧きものを修復し、廢れたものを再興し、詩・書を編纂し、春秋を著作した。学者は現在に至るまで、これを手本としている。獲麟より四百有余年、諸侯がたがいに兼併し合い、歴史の記録は放置されてきた。今、漢王朝が興って、海内が一統され、明主・賢君・忠臣・死義の士が輩出した。自分は太史の職にあって、この盛事を記録に止めなかつたら、天下の史文を廢絶してしまうことにならう。自分はこれを甚だ懼れる。汝はこのことを念頭において欲しい。⁽⁹⁾

と述べているし、さらにこの遺囑を受けた司馬遷が太史令に就任し、太初曆の作成に関与したこと为契机に、父の遺囑を再確認した言葉にも、

我が父はこう言われた。周公が逝いて五百年で孔子が現れ、孔子が死して今に至るまで五百年である。だから、この立派な道の流れを継承し、易の正しい解釈を行ない、春秋の精神を引き継ぎ、詩書礼樂の伝統を顕彰するものが出現しなければならぬ、と。我が父の意は、ここにあったのだろう、我が父の意は、ここにあったのだろう。⁽¹⁰⁾

とあって、司馬談にとっての『史記』の述作は、孔子の「春秋」著作の精神を継承して、漢王朝の盛事を記録にと

「『史記』の作者たち」について

沢谷

どめるという、一大事業として意識されていたことは疑いないのである。

問題は、漢の武帝期という時代において、この事業が、どの様な意味合いを持っていたかという点にあった。その微妙な論点（「春秋」著作の精神をもつて、『史記』述作を試みるという事業が、それ自身の内側に孕んでいた矛盾）は、やがて司馬遷と壺遂との問答において明らかにされてゆく。

壺遂は、まず孔子の「春秋」著作の意義を問い合わせ、司馬遷は、「余聞之董生」と前置きして

周の王道政治が衰え、孔子は魯の司寇の役についたが、諸侯はこれを迫害し、大夫はこれを抑制した。孔子は自己の立言の用いられぬこと、自己の信ずる道理が実現されぬことを悟って、二百四十二年の歴史的事実に是非の判断を加えて、天下のよるべき規範として著作した。（そこでは）現実の天子も貶め、諸侯を排斥して、大夫を討ち、王道のあるべき姿を貫徹してみせた。孔子曰く、自分は理論を開拓しようとしてみたが、その道理が、事物・人物の具体的諸相の様々な姿の中にはつきりと現されているのには及ばない。⁽¹⁾

と述べて、孔子の「春秋」著作が、単なる歴史的事実の記録ではなく、史実に仮託しての王法の実現にあつたこと、公羊学上の所謂「制作」に他ならなかつたことを説く。そして、この「孔子＝制作者」説が、いわば漢初公羊学派の孔子像であり、「春秋」観であった。司馬談はともあれ、少くも司馬遷は、その線に沿つて発言しているといわなければなるまい。

とはいへ、「孔子＝制作者」説の上に立つ「春秋」観が、そのままんなりと、前述した司馬談の構想した『史記』述作＝「春秋」継承説を許容しうる考え方であるか否か、壺遂の質問の本筋は、むしろその点を衝くために發せ

られたのであった。

すなわち、司馬遷の陳述が一段落した時点で、壺遂は、一步を進めていう。

(孔子の時代と今の時代では状況が異なっている。)孔子は乱世にあって、上に明天子なく、任用されることがなければこそ、「春秋」を著作して王者の法を示したのである。しかるに、現在はすでに上に明天子を頂いており、万事がうまく治まっているではないか。そもそも貴下の著作し明らかにしようとする意図は何なのか、⁽¹²⁾と

この壺遂の問い合わせには、漢初公羊学派の立場からする孔子および「春秋」解釈の天子および「作者」に対する位置づけが、前述した司馬談および司馬遷の場合よりも、より尖銭・明確な形で述べられており、孔子は、批判すべき乱世の中で、上に明天子なればこそ、過去の理想的時代に照らし、かつて来るべき理想の王者のための文明的規範たるべき「一王之法」として「春秋」を著作したのであり、それは、周公の制作にも比すべきもので、「王者」に代りうる、いわば「素王」としての孔子にこそ許される行為であるが、現在の漢王朝の盛事の下では許されぬことではないのか、という批判を含んでいる。しかも、この壺遂の主張は、『史記・十二諸侯年表』の「太史公曰」⁽¹³⁾および、『史記・孔子世家』⁽¹⁴⁾、『史記・儒林伝』⁽¹⁵⁾の「春秋」著作を述べた段においても、それぞれ表現の辞句上の差異はある、大綱において、一貫した姿勢で述べられている。これは、いわば『史記』における、「春秋」とその「作者」としての孔子をめぐっての公式見解ともいいくべきものにあたる、というべきであろう。

司馬談が、「春秋」を継ぐものとして『史記』の述作を構想したとき、壺遂の批判の出現を予想していたか否か、

「『史記』の作者たち」について

沢谷

そして、司馬遷が父の遺囑を再確認したとき、壺遂の批判の出現を念頭に浮べなかつたかどうか。いずれにせよ、司馬遷は、壺遂に対し自己の作業の弁明を試みねばならない立場に追い込まれる。

かくして、壺遂の問い合わせに対する司馬遷の返答は、極めて歯切れが悪く、「唯唯、否否。不然。」と口ごもつた後で、「余聞之先人、曰」と始まる。別個の一面を備えた「春秋」觀と、それに沿つた線での『史記』制作の意図を披瀝する。即ち、

伏羲が易を制定したこと、堯・舜の盛事が尚書に記録されたこと、湯・武の興隆を詩人が歌い伝えたこと、これらと並べられるものとして、「春秋」は善をとり上げ惡をおとしめ、三代の徳をおしすすめて周の王室を褒め賛えたのであって、単に誹謗・諷刺のみではない。△中略△だから、漢家の興隆以降の盛事は記録に止められねばならず、その間に輩出した功臣・世家・賢大夫の事業は述べられねばならぬ。それらを果さぬことは、先人に対して相すまぬことであり、最大の罪である。そもそも自分のなさんとするところは、古記録の整備であり、それは「述」であつて「作」ではない。貴方が、「作」としての「春秋」に並べて考えるのは誤まりなのだ。⁽¹⁶⁾

つまり、司馬遷は、飽くまでも『史記』の述作を「春秋」を継承するものとして位置づけようとはするが、孔子の「春秋」著作を孔子の他の事業と切り離して、「一王之法」を開いたものとのみには限定せず、孔子が行つた他方での事業、詩・書の刪定、礼樂の尊重という、いわば文明的事実の擁護者・伝承者としての諸事業の一環として位置づけようとする。それは、「先人に聞く」という限定をつけることによつて、自己の作業を「先人」の事業

の継承であることを宣言するとともに、「春秋」そのものに「述」＝文明的事実の伝承という役割があることを主張し、先人・司馬談の『史記』述作の意図を「述」の役割での「春秋」の継承を志すものとして、はつきりと「作者」に非ずして「述者」の立場として位置づけ、これを公式に自己の立場としても採用していくことを表明したものであった。

この壇遂への最終的回答、即ち、「春秋」の周室讚美的解釈（歴史的盛事は記録されねばならぬとする考え方）及び、その延長上に『史記』を漢家の盛事を記録する「述」として位置づける考え方が、果して、どこからどこまでが司馬談の意見であり、また司馬遷の本心そのものであったか否か、これは何とも判定のしようのないところであろう。しかし、何れにしても、司馬遷は、この後、約七年を『史記』の論述に費しているのであって、当然、『史記』のかなりの部分が、この間に執筆されたものと考えられるべきであろう。いわばこの期間は、司馬談の遺志に沿った形での『史記』述作を続けていた期間とみなすべきであろう。

そもそも、『史記』のどれほどの部分が司馬談の著作であるか、司馬遷の貢献はどこにあるのか。この問題は、古くして且つ新しい問題であり、にもかかわらず、それは前述した“文学作品として『史記』を読む”読者たちにとっては一顧だまされて來なかつた重大な問題である。

近時において、この問題に極めて適確な主張を提出したのは、顧頽剛氏の「司馬談作史」の一篇である。⁽¹⁷⁾ 顧氏の主張の大要は、

一、司馬遷の生年⁽¹⁸⁾から計算して、「刺客列伝」・「樊酈滕灌伝」等に見られる「太史公曰」の「余」・「予」とは、司馬談とみなす方が妥当である。

二、戦国諸「世家」中の趙國に関する記事が他に比べて詳細・異事に富むのは、恐らく司馬談と親しい間柄であったと思われる、馮唐・馮遂親子から資料を仰いだと推定される。

三、司馬談を仮りにB.C.一七一年頃に生れたとすれば、元封元年(B.C.一〇〇)までには、『史記』の基本構想と主要題材は、すでに整備されていたと見るべきであり、それは司馬談が残した遺嘱に述べられている、「明王・賢君・忠臣・死義之士」の事跡であり、すでに司馬談が「所次之旧聞」を、司馬遷は「論=編輯」することを遺囑されたと見てよい。

四、『史記』の記事のとり扱う範囲は、「太史公自序」の二つの記載、「陶唐以来至於麟止」と「黃帝以来至太初」とがあり、この二つは、それぞれ司馬談・司馬遷の志した記事の範囲⁽²⁰⁾を反映しており、「太史公自序」も、そもそもは談が執筆し、司馬遷がこれを修正したのだが、十分には修正がおこなわれず、喰い違ひの跡をとどめているのである。

五、司馬遷の述作が、「報任安書」の時点すでに「百三十篇」とされているのを見ると、全体の膨大さに比してその速さは甚だしく、当然、その父の作業が前提され、司馬遷は、すでに出来上っていたものに増損を加え、元封以後の記事を補った、というのが真相であろう。

六、『史記』の最も生彩に富む記事の内、武帝期の出来事の多くは、遷の目撃した事実であり、その史料も自身の

手で蒐集・整理したものであろうが、楚漢の際の出来事は、当然、談が材料を集め、生存者の口述等をも得て執筆したと見なされよう、

というにある。

顧氏の議論は簡潔であるが、その基本線は首肯すべきものがあり、全体として、従来シャヴァンヌ等の一部の識者を別にしては無視され続けて来た、司馬談の『史記』制作への貢献を名誉回復することに力が注がれている傾きがあることは否定し難いが、その要点は、ともすれば司馬遷の一手に成るかと見られがちな大勢に対して、貴重な歯止めを提供したものとして高く評価すべきと思われる。筆者は、顧氏の行論をふまえた上で、さらに一步を進めて「太史公自序」に孕まれているもう一つの矛盾をとりあげてみたい。それは、司馬遷が、前述した司馬談の遺志にそつた梓から一步を踏み出して、独自の歩みを始めたとみられる、彼の有名な『司馬遷発憤』にまつわる一段の問題である。

一、司馬遷の『発憤』をめぐって

李陵の禍を経験した司馬遷は、「夫詩書隱約者……」に始まる一節において、『史記』述作の眞の意図を明らかにするしめくくりとしたかの如くに見うけられる。

そこでは、周文王・孔子・屈原・左丘明・孫臏・呂不韋・韓非の実例があげられ、

詩三百篇、大抵賢聖發憤之所為作也。此人皆意有所鬱結、不得通其道也。故述往事、思來者。

「『史記』の作者たち」について

沢谷

と結ばれる。これは、明らかに孔子の「春秋」著作に対する評価を、先にあげた壺遂の主張の線に近づけることであり、その延長上にみずからの『史記』著作をすべてみると意味するものと思われよう。詩三百篇は、もはや湯・武の興隆を讃美したものではなく、癡情の所作であり、鬱結を通ぜんがために作り出されたものとなるのである。

先に、壺遂への最終回答として引用された「先人。(=司馬談)」の意見では、「春秋」著作の意義には、文明的事実としての礼樂の盛事を後世に伝える役割を担うところに力点がおかれ、その様な文明的事実がこの漢代の盛事として発現しているが故に、これを後世に伝えるべきが太史令の義務であると主張された。即ち、孔子の文明擁護者・文明伝承者としての側面が強く意識され、自己の従事する事業もその線に沿つてのことと見なされていた、(便宜上、これを「述」者の立場としておこう)。

然るに、李陵の禍を経過した後の司馬遷の主張では、孔子の現状への不満・未来への仮托としての「春秋」著作が力説され、いわば装いを改めた次元において、孔子は「述」者にあらずして「作」者として登場する。そして、その様な孔子の伝統を継承するものとしての自己が「後聖」⁽²¹⁾を相手として『史記』の論述にとりかかる、ということになる。『史記』はもはや「述」ではなく、「作」に比定されてくるのである。⁽²²⁾

問題は、右の様な形での司馬遷の“回心”(この言葉は必ずしも適切ではないが、いま便宜上これを使用する)が、果してどれだけ『史記』全体の構成乃至は叙述の細部において、徹底して發揮され得たか、どうかにある。前述した顧頊剛氏の見解にも見られる如く、既に論述し終えていた部分をも全面的に書き改めるとか、父司馬談の既に述作

していた部分を、新しい自己の視点によって書き改めるといった類の作業は、恐らくは十分には行い得なかつたのではないかと思われる。何故ならば、我々は、後述する様に、その様な作業を経たものとは到底考えられぬ幾多の顕著な事例を、『史記』の随所に指摘することができるからである。

此處では、何よりもその顕著な実例として、司馬遷の“回心”的原点を表明したと思われている「太史公自序」の一連の記述をとりあげてみよう。

司馬遷が挙例した聖賢発憤の七つの事例の内、少くとも、屈原・呂不韋・韓非の三人についてみると、各人の「制作」時点と「発憤」の契機たる事件の時点とが、「列伝」と「自序」では、時間的に転倒している。

即ち、「屈原賈生列伝」によれば、屈原が「離騷」を作つたのは、上官大夫による讒言を契機として懷王に疏んぜられてから後のことではあるが、楚国を放逐せられてからのことではない。⁽²³⁾ また、「呂不韋列伝」によれば、呂不韋が『呂覽』を編纂せしめたのは、彼が丞相の地位にあつた時のことであり、嫪毐の難に連坐して蜀に遷されることになるよりは十年ほども前のことであった。⁽²⁴⁾ そして、「老子韓非列伝」によれば、韓非の「説難・孤憤」著作は、秦に赴く前のこと⁽²⁵⁾で、始皇帝がその書（孤憤・五蠹）を読んで、「ああ、この人に見えた」と歎じたが故に、韓非は秦に赴くこととなつたのである。⁽²⁶⁾

その他の四例（文王・孔子・左丘・孫臏）についても、多少の出入はともあれ、大綱において、「自序」と各伝・各篇との乖異は甚だしいものがある、といわねばなるまい。

これらの問題は、一体どのように解釈すべきなのであらうか。『史記』の著者と目される司馬遷が、自己の述作の基本的立場として高らかに述べた部分におけるその記述が、著作の本体である該当部分のそれぞれにおける記述と別個のものになっているということ、しかも、時間的次第の前後関係において、あれほど精密な年表を制作し、シャヴァンヌをして賞讃おくあたわざるものと言わしめたほどの慎重さを評価されている『史記』の作者が、かかる初步的な喰い違いを犯して平然としているということ、ここには、我々が如何とも想定しようのないほどの複雑な経緯が潜んでいるもの、といわざるを得ないのである。筆者は、ここで更に一步を進めて、「太史公自序」と『漢書・司馬遷伝』の対比を通じて、この問題の解明に迫つてみたい。

周知の如く、『漢書・司馬遷伝』は、先ず何よりも『史記・太史公自序』のそのままの引き写し部分がその大半を占め、その後半において有名な「報任安書」を引用し、更にその末尾に若干の記述を補つて結びとしている。そして、この『漢書・司馬遷伝』の構成乃至は補述の手法こそは、上述した「太史公自序」の構成・記述にまつわる諸問題を考察するに当つて、極めて示唆的な論点を提供してくれているのである。

即ち、『漢書・司馬遷伝』（以下「遷伝」と呼ぶ）は、前述した司馬遷発憤の部分において、前節において問題となつた「昔西伯拘羑里、演周易」から、「故述往事、思來者。於是」までの一段を缺く。そして、「卒述陶唐以来至于麟止、自黃帝始」と『史記』の記述範囲を述べた部分を活かし、以下篇題目次に当る部分のそれぞれにおいて、各篇を立てる趣旨を説明したと見られる部分の記述を全く削除⁽²⁸⁾し、單に篇名とその次序数とを記し、「貨殖列伝才

六十九」に至つて、再び「維我漢繼五帝末流、接三代絕業、……」と漢家興隆以来の盛業の経緯を語り、この部分との関連において、十二本紀・十表・八書・三十世家・七十列伝の大綱設置の趣旨・要約的説明がそのまま引き写され、「以矣後聖君子、第七十」と『自序』の引き写しを終える。『史記・太史公自序』最末尾にある「太史公曰、余述歷黃帝以來太初、而訖百三十篇」の一段は削除されるのである。

更に、「遷伝」は、この後、「遷之自序爾云、而十篇缺、有錄無書、」と続け、引き続きかの「報任安書」を引用してゆくが、その「報任安書」の末尾に近い部分には、「自序」で省略された“發憤”的事例、「西伯拘、而演周易、……」以下の一段が、そつくりそのままの形で含まれている。つまり、「遷伝」は「報任安書」の全貌を正確に伝えるべく努め、逆にこれと重複する部分としての「自序」の一部は削除したかの如くに見うけられる。⁽²⁸⁾

問題は、この「遷伝」の処置が、果して上述の如き重複回避の意図のみに止まるのか、否かにある。何故ならば、今もし何らの成見なしに「遷伝」をのみ読んだ限りでの印象では、『史記』の述作は、全体として漢家の興隆を讀えて書かるべきものが書かれたのだ、という基本線が貫かれているかの如くに読めるからである。少くとも、「自序」を読んで、司馬遷発憤の段に至つて印象づけられる“回心”的惹き起す鮮烈さは、甚だしく薄められているといわざるを得ないであろう。⁽³⁰⁾

しかも、『史記』全編の篇題目次の紹介に次いで、もう一度くり返して強調される漢家の興隆以降の経緯と十二本紀以下の要約的説明が、それなりに密接な関連を持ち、いわば『史記』は「天人之際を究めた」当代の文明の盛事を讀えるに足る記述であり、そのようなものの先駆者としての「春秋」述作に比せられている。それは、すでに

壺遂との問答において、結論として提示されていた、先人（司馬談）の遺志の大槰に沿つた『史記』執筆の基本姿勢であった。勿論、その背景には、李陵の禍を契機とした“回心”的叫びを示すと思われる、「夫詩書隱約者、欲遂其志之思也」の一句があり、それに見合うべき言葉とも言える「述陶唐以来至干麟止」とか、末尾の一句「以俟後聖君子」などが対応しているのであるが、これらとも、当代の盛事を伝えて後世の聖賢による批判を俟つという線で受けとめられており、「獲麟」のことは、いわば当代の盛事を象徴すべき瑞兆とみなされうるのである。

当然、「太史公自序」を先に読んでから「遷伝」を見る読者にとっては、「遷伝」の処置が疑問の対象となる。しかし、「遷伝」はこれに対し、「報任安書」を提供することによって、司馬遷の“回心”的時点、およびその後の『史記』述作の背後には、この様な意識が存在していたのだと事実上の経過説明を与える。つまり、そこには、「遷伝」の作者が、司馬遷の“発憤”と全体としての『史記』の述作とを、一応それぞれ別個のものとして引き離し、これを短絡的に結びつけることを排除しようとした意図が窺われるのである。

『漢書・司馬遷伝』の構成に従つて『史記』の述作の経緯を追つてゆく限り、所謂司馬遷の“回心”は、『史記』の述作にからめて正面切つて押し出さるべき大問題ではなく、むしろ、『史記』の述作は司馬談・司馬遷父子の孜孜々として築き上げてきた労作であり、その基本線は漢家の盛事を顕彰せんとした総合的歴史叙述というにあり、その成果は功罪とともに司馬談・司馬遷両名に帰せらるべきもの、ということにならう。⁽³¹⁾

ただ、述作者の一人としての司馬遷一個人に即して、事実の経緯としてとり上げるとすれば、「報任安書」の如

き資料が残されており、それは司馬遷の『史記』述作事業にそれなりの影響を及ぼしたものとして参照に値する。しかし、それが、直ちに『史記』全体の制作意図や既成部分の書き換えにまで反映して全編に貫徹されているという如き（いわば、近代的著述家における著作の在り方の如き）は認め難い、否、むしろその様な観方は排除すべきである。「遷伝」の作者は、恐らくこの様に主張したかったのではないだろうか。その点、彼の「遷伝」構成の処置は、それなりに一貫していると見るべきであろう。

三、楊惲をめぐって

『史記』の述作にまつわる「遷伝」の姿勢は、さらに司馬遷死後の補記部分についても、もう少し検討を進めることができよう。

即ち、

遷既死之後、其書稍出。宣帝時、遷外孫平通侯楊惲祖述其書、遂宣布焉。

とある一段がそれである。「遷伝」は、いわば、極めてさりげなく簡潔に触れているのであるが、この十数言の意味するところは、興味津々なものがある。

つまり、『史記』が、「やや世間に登場した」のは司馬遷の死後であるが、遷の外孫である楊惲なるものが、宣帝の時代に「その書を祖述し」、その結果、『史記』は「世の中に弘められるようになった」というのが、「遷伝」の伝えている『史記』の辿った運命なのである。我々は、ここでもう一人、『史記』の述作に関わりを持った存在と

「『史記』の作者たち」について

沢谷

しての楊惲について若干の検討を加えてみるべきであろう。

『漢書・卷六六、楊敞・楊惲伝』によれば、

惲母司馬遷女也。惲始讀外祖太史公記、頗為春秋。以材能称、好文英俊儒、名顯朝廷。

とある。

『史記』の述作に關わる者としての楊惲の行績は、右の出生から出仕に至るまでの略歴においてしか確認しうべきものがないようである。「讀外祖父太史公記、頗為春秋」という記事から推察しうるものは、「一家之言」として述作された外祖父太史公の書たる『史記』を熟読し、それと併行してか乃至はそれを通じてか、「春秋」の学を身につけた、という辺りに止まるであろう。左曹・中郎将となり、平通侯に封ぜられ、最後には光禄勳に抜擢されたという彼の仕官振りも、右の教養的背景とは、それほど大きな関わりがあつたとも思われず、むしろ実父たる楊敞の“親の七光り”と彼自身の才氣とが然らしめた結果の様であり、逆に、その才氣は彼の官界生命の生命取りのタネともなつた様である。

即ち、楊惲は、その性格として他者を誹謗すること多く、遂に宣帝の寵臣・戴長樂と仲たがいをおこし、告発を受け有罪となり、結局、死刑は免れたものの郷里に隠遁して暮す身となつた。興味深いことには、隠棲後の楊惲が、財産作りや建増しやらに才覚を發揮し、これに対する友人孫会宗のたしなめに対して、祖父司馬遷が残した「報任安書」と好対照をなす一通の書簡「報孫会宗書」を残していることである。

即ち、足下は、大臣が罷免されたらおとなしくしていなくてはいけないというが、私の立場を理解しておられ

ない。私はもはや生涯を農夫として過そうと思っている。それにはそれなりの生活ぶりがあり、小商人の真似事もせねばならぬ。卿大夫と庶民とは違うのだから、私に卿大夫の姿勢をとれといわれてもご免蒙りたい。足下は西河の生れで、西河は出處進退のけじめを知る名士の出たところだが、安定（オルドス）へ赴任されて、心持ちがお變りになつたらしい。せいぜい大漢の盛事につとめられるがよい』というのがその大旨である。いわば曳かれ者の小唄にも類する作者のスネざまが窺われて、これはこれなりに一種の名文であり、事實『文選』には「報任安書」と並べて収録されている。しかも、結局の処、楊惲はこの手紙のことも祟つて、大逆無道の罪にあたるとのことであ斬に処せられてしまった。

もちろん、右の如き資料のみでは、楊惲の『史記』述作者としての在り方は推察し難いであろう。然し、「遷伝」の末尾に記された「祖述其書、遂宣布焉」との一行は、やはりそれなりの重味を持つて考慮されねばなるまい。『史記』が司馬遷の手を離れた時点において、楊惲がどれ丈の手を加える余地が残されていたか、また「祖述」とは、これまでとり上げて來た『述』か『作』かというような意味あいで『史記』の編纂作業と何ら関わりのないことがらであったのかどうか、そして「遂宣布焉」とは、楊惲の「祖述」後に『史記』がほぼ現在の形をとつて世の中に弘められたということを意味してはいないのかどうか。すべては、もはや確かめようのない事柄であるのかとも知れない⁽³⁾。

併し、いざれにしても、「遷伝」の作者は、『史記』の述作者としての司馬談・司馬遷父子を、前述した如き位置に据えて見て來た事は確かであり、その延長上に上述した十数言が附加されており、他方で楊惲の人柄そのものに

については楊惲自身の列伝において前述した生涯とその書簡とを収録してみせたのである。してみれば、かかる「遷伝」の作者が、『史記』の述作に楊惲が何一つ関わりを持たなかつたと見ていたとは到底言い難いことであるし、むしろ、楊惲が何らかの関わりを持つていたのだという、やや控え目な主張をしているのではないかと見る方が、より妥当な解釈となるのではないか。『楊惲伝』全体の調子と「報孫会宗書」の筆遣いから想像される楊惲像は、一面では自己の修めた春秋学をありかざす処のありそうな振舞いを見せて いるかと思えば、他方では、隠遁して貨殖にはげむというやや実践的老莊家者流に近づいた姿勢も見せて いる。それは、曾祖父・司馬談が「六家之要旨」で展開してみせた思索者の老莊家といわんよりは、『史記・貨殖列伝』に登場してくる范蠡その他、諸々の「素封」家の一人にでも見出されそうなイメージである。

とはいいうものの、『史記』全体を占める諸篇の中で、必ずや楊惲が関わりを持つたと思われる部分を指摘することは、恐らく不可能に近いであろう。そもそも、司馬遷が、その記述の限度として、どの時点で筆を絶つたか、少くも、『史記』述作の年代的範囲を明確にすることについてすらも、様々な論議が試みられているからである。

先に、顧頡剛氏の提起した二つの「叙述範囲」に即して、この点に若干の考察を加えてみたら、どうであろうか。

周知の如く、『史記』は「五帝本紀」に始まり、「孝武本紀」に終る。これを「太史公自序」の表現に即して述べ

れば、最末尾に見られる、「太史公曰、余述歷黃帝以來至太初而、訖百三十篇」にあたる。そして、この「叙述範囲」を支持するものとしては、十表の後半、「漢興以来諸侯王年表」以下の漢代の諸表において、ほぼ太初年間が一応の下限として設定されていることである。しかも、この一連の漢代諸表の冒頭をなす「漢興以来諸侯王年表」の「太史公曰」の最末尾には、「『史記』百三十篇を通じて、ただの一ヵ所、「臣遷謹記高祖以来至太初諸侯、譜其下益損之時、令後世得覽。形勢雖彊、要之以仁義為本。」と「臣遷」なる文字が明記されていることが注目に値いしよう（註(31)参照）。

司馬氏の家業が天官としての職務にあつたこと、それは「太初曆」の創定において一つの達成を見たのであり、そのことが司馬遷をして、心新たに『史記』述作に携わる決意促進の役割を果したと思われる以上、「叙述範囲」が、一応太初をメドにしたということは極めて自然の成り行きであったと思われる。ただ、それは、すでにくり返し述べて来た通り、「漢家の興隆以来の盛事」を記録する事業としての『史記』述作であり、その基本構想は、司馬談によって設定せられていたものの集大成であつた、と推定される。

然るに「太史公自序」には、もう一つの「叙述範囲」が存在し、「於是卒述陶唐以来至于麟止」の一句が、所謂「発憤＝回心」の記述の直後に現れる。これは、直前の「発憤＝回心」に結びつけて考えられるべきなのか、それとも顧韻剛氏の説く如く、元來は司馬談の考えた「叙述範囲」が、修改を経ずして、痕跡を止めてしまった、と見るべきなのか、甚だ判定に苦しむのである。そして、『漢書・司馬遷伝』は、前述した如く、「太史公自序」最末尾の一一行を削除し、「卒述陶唐以来……」の一旬を、そのままの位置にすえおいている。

「史記」の作者たちについて

沢谷

『史記』の現状という事実に即して判定すれば、『史記』の述作の範囲は「太初」を一応のメドとしたとみなすべきであろう。しかし、司馬遷の最終的態度としては「述」者か「作」者かの視点を導入した場合には、「至于麟止」という一句は、最末尾の「俟後世聖人君子」の一句とともに、軽々しくは否認し難いこととなる。我々は、やはり、現在の「太史公自序」が、その構成において、『史記』の叙述範囲をめぐつても甚だ矛盾に富む現状を呈している、ということを最低限の認識として確認するにどまるほかはないのかも知れない。

四、『漢書』の成立

楊惲の“祖述”がどの様なものであったか、それが、「太史公自序」の現状と何らかの関わりがあったのか、なかつたのか。すべては、もはや判明し難いのかも知れない。しかも、楊惲以後においても、褚少孫その他の後人による補統・修刪が、いつ、どの部分に対し、どの様に加えられたか、これまた、具体的にそれと明記してある個別の事例を別にすれば、何とも判定のしがたい多数の事例を含んでいる。⁽³³⁾要するに『史記』という書物の現状は、これを我々が、近代的な著述の如き意味での一つのまとまりのある“作品”的如くに眺めようとする場合には、実際に数知れぬ記述者不明の部分が存在しており、唯一の確実な例外と見られる「太史公自序」ですら、ここに述べ來ったような幾つかの問題点が、それも未解決のままに残されているのである。そして、筆者が、本稿の冒頭において、しきりに強調した、中国古代における歴史叙述の在り方の特殊性とは、まさに、この点に深く関わってくる問題なのである。

即ち、『史記』の述作者たち（この場合、褚少孫以下の補統者をも含むべきと考える）は、自己の述作態度において、先行する無数の資料を殆んどそのままの形で引き写すことに何らのためらいをも感じなかつたのではあるまいか。もちろん、言辞の雅馴を求めるとか、できる限りその言辞の当事者についての説明を加えるといった形である場合には、古代言語の当代語への置き換えを試みるとか、発言の当事者の過去・現在についての解説を加えるといった、幾多の修補が施されたことも事実である。⁽³⁴⁾しかし、それは飽くまでも副次的な事柄であつて、むしろ出来るだけ原資料の姿を止める様に配慮すること、そして、そのためには、多数の喰い違いや前後の矛盾を孕んだ諸資料の中から、当面の用途に最も適切と思われるものを選びとること、乃至は、別途の資料として、これを併載すること、といった形で、いわば選択の適不適について、多大の労力が傾けられていたのである。そこには、言葉通りの意味で、「述べて作らず」の意識が強く働いていたと思われる所以である。何故なら、「これを空言に載せんと欲するも、これを行事の深切著明なるに見すに如かず」とい、「疑しきは則ち疑しきと伝う」というのが、彼ら古代中国における歴史叙述者たちの伝統的習性だった、と思われるからである。この事は、伝えらるべきだと信じた記述が、当面の事態の下で数多くの外的・内的矛盾を孕んでいることを排除しない。それは、むしろ相互に比較・検討することによっておのずからなる採否が決定せられ、やがては整然たる秩序の下にそれらが位置づけられることが後人に期待するのであろう。併し、差し当つての当面の事業としては、伝えらるべきと信じた事柄を、できるだけもとの姿のまま伝えておこうと試みられているのが、『史記』述作者たちの基本姿勢であつた。⁽³⁵⁾それは、歴史意識の発現としては、いわば過渡的形態の産物であるとでもいおうか。「春秋」を盛代の反映と見るか、乱世へ

の警鐘・後世への仮託を見るか、あるいは孔子を「述者」と見るか、「作者」と見るか、そして、何よりも『史記』の述作そのものを、「述」と見るのか「作」と見るのか、『史記』においては、これらの位置づけが、隨時隨所において揺れ動いている様である。「述者」としての文明伝承者的立場に立つ司馬談の「春秋」・孔子解釈にも徹し切れず、といって、「回心」後の司馬遷の「作者」的「春秋」・孔子解釈が『史記』全篇を蔽っているのだと見ることはできず、『史記』における歴史意識は、いわばこの両者の間を往復運動している様な痕跡を止めている、というべきなのであろう。その動搖は、やがて一つの極へと収斂せざるを得まい。『漢書』の姿勢こそは、その「春秋」・孔子解釈の姿勢において、ひいては「太史公自序」の処理を通じて『史記』を解釈し位置づけて見せたその姿勢において、完全に一つの立場を貫徹して見せたものということができる。

『漢書・芸文志』は、『史記・孔子世家』をもう一步進めた立場で貫かれている。即ち、六芸（詩・書・礼・樂・易・春秋）は孔子によって刪定された天地とともに終始する大道を示したものである。それは、単なる過去の一時代の記録としてではなく、永遠の真理を具現したものと言わねばならない。孔子は明白に「作者」である。孔子の想定した聖代は、過去において実在してその記録が残されているという丈でなく、他ならぬ漢代においても実現されており、その現実的成果としての前漢一代の盛事を物語る「述者」の立場での歴史的叙述が、ここに展開されているのである。『漢書』の著者にあっては、自己を孔子と同じく「作者」に比するという意識は登場して来ない。しかも、『漢書』は、單に前漢一代の事物・人物を論述したのみではない。それは、各志類の細部において、三代以降の制度文物の歴史的叙述を行なったばかりか、「古今人表」という誠に『漢書』の執筆者の歴史意識を端的に

に表明するものとしての傑作において、前漢一代に先立つ歴代の人物を、上の上より下の下に至る、九等の価値序列において排列してみせたのである。本紀・列伝の叙述の枠組みにおいて、『漢書』は前漢一代の歴史叙述を中心としたとはいへ、その志すところは、正しく『史記』の志した「天人之際」を究めるすべての歴史的事象をふまえた上で、前漢一代の事象を網羅する述作であろうと意図したのであつた。孔子の詩・書刪定と「春秋」著作（乃至は『孟子』による孔子春秋著作説）に始まり、司馬談・司馬遷父子の『史記』述作を経て、中国古代において展開した儒教的歴史意識の精華は、『漢書』においてこそ、見事に開花・結実したと言わねばならないのであらう。

事の順序に従つてこれを別言すれば、『孟子』の出現によって始めて、「春秋」は孔子の微言大義を仮託した“經”書と成り、『漢書』の出現によつて始めて、『史記』は“紀伝体・正史”的筆頭としての位置を占めるに至つたのである。『史記』を『史記』たらしめたものは『漢書』であり、より実質に即して言えば『漢書・司馬遷伝』なのである。今もし、「報任安書」の欠如した司馬遷伝を考えてみたとき、人はどのような「司馬遷像」を描きうるであろうか。李陵之禍の詳細も『漢書・李陵伝』を欠如しては到底想像しようがあるまい。われわれの『史記』像・司馬遷像がいかに『漢書』にその多くを負うてゐるかは、もはや喋々と説くまでもあるまい。『史記』に見られる体例上の不統一・不徹底等々の諸点が、いわば不羈奔放の天才的処置の如くに見なされがちなものも、一方において、細心にして緻密な『漢書』の構成・叙述ぶりと対比せられるからなのであらう。

いずれにしても、『史記』の述作に関して、特に「太史公自序」の孕む問題点について、筆者は長らく上述の如

き問題関心を抱き続けて来た、今漸く諸先學の研究の成果を参考しつつ、筆者なりの論点整理を試みてみれば、およそ、次の諸点につきるといえようか。

一、從来、『史記』の作者として、司馬遷一個人が著作者であると見なす傾向があり、往々にして、李陵之禍以後の司馬遷一個人の抱いた歴史意識・世界觀の顯現として『史記』を、「発憤の書」・「怨念の所産」として論じようとする嫌いがあつた。

二、併し、「太史公自序」に述べられている『史記』著作の経過を検討し、また、『漢書・司馬遷伝』等との対比を通して明言できることは、『史記』の著作者としては、最低限、司馬談・司馬遷兩者を含み、しかも全体としての述作の基本構想・姿勢については、決して、李陵之禍以後の司馬遷一個人の歴史意識・世界觀（この場合、端的にはその「春秋」・孔子觀）をもつてしては、到底律し切れないものであること。

三、さらに、右に述べた『史記』述作の姿勢とは、近代における一個人とその著述との関係におけるが如き場合とは、よほどかけ違つたものであり、それは、シャヴァンヌによつて“集積の方法”と呼ばれた、先行資料の忠実な引写しと、これに対する若干の補正とをその基本とする、古代中国的歴史叙述の姿勢なのである。

四、『史記』述作の基本姿勢の先駆者として、しばしばとり上げられる孔子の「春秋」著作をどの様に考え、これを『史記』述作との様に関わらせるかについては、現在の『史記』においては、一方では文明擁護者乃至は文明伝承者として、つまり「述者」として位置づけんとする把握の姿勢とともに、他方では、後世への師表として、来るべき時代のための法として「春秋」著作を行つた、いわば「作者」として位置づけんとする把握の

姿勢とが混在しており、自己の述作を位置づける歴史意識の在り方としても、いわば未分化・過渡的な動搖状態にあり、この動搖状態と前述した古代中国的歴史叙述の姿勢との反映こそが、現在の「太史公自序」内部における様々な矛盾を形成した根本原因であると思われる。

五、『史記・太史公自序』に見られる如き、前述した過渡的な状態を一步突き抜けて、中国古代における儒教的春秋史觀によつて貫徹された歴史叙述として登場したのが、班氏父子による『漢書』であった。

(東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター講師)

註

(1) 『史學雜誌』七一一三、一〇三頁。

(2) この点は、日本における史記のテキストの歴史、特に明刊『史記評林』の盛行した歴史と深い関わりがあることと考えてよからう。水沢利忠「史記のテキストの歴史」

(『漢文教室』三一六) 参照。

(3) その代表的作品としては、中島敦「李陵」、武田泰淳「司馬遷」があげられようが、特に後者は、その後の『史記』讀者の圧倒的多数の支持を受け、いわば現代日本における『史記』および司馬遷像の原点となつてゐるかに見受けられる。

(4) エドワード・シャヴァンヌ著・岩村忍訳「司馬遷と史記」(新潮社、昭和四九年)「著者序」、一四頁、参照。シャヴァンヌは、この「著者序」においてだけでなく、

「『史記』の作者たち」について

沢谷

「第一章史記の著者」においても、正確に複数の著者(司馬談と司馬遷)をとり扱つてゐる。仏語原文も单数ではなく、複数である。

(5) 前掲註4参照。

(6) 「史記」の先行資料については、滝川龜太郎「史記会考證」十、「史記總論」、史記資材の項に詳しい。それは、すでに亡佚した文献をも含めた多数の「文籍」を列挙するにとどまらず、司馬遷の遊歴をはじめとする「太史公」の「游渉」と「交遊」についても述べたものである。

(7) 渡辺卓「孔子説話の思想史的研究、第四章、著作の説話、一、春秋著作説話の原形」(『古代中国思想の研究』創文社、昭和四八年、二八八—三三五頁) 参照。

(8) 前掲註(7)参照。および「同上」、「前漢時代における春秋著作説話」三二六—三四五頁、参照。

(9)

『史記・太史公自序』

幽厲之後，王道缺，礼樂衰，孔子脩旧起廢，論詩書、作春秋，則學者至今則之。自獲麟以來，四百有余歲，而諸侯相兼，史記放絕。今漢興，海內一統，明王賢君忠臣死義之士，余為太史而弗論載，廢天下之史文，余甚懼焉，汝其念哉。

(10)

同上、
先人有言，自周公卒五百歲而有孔子。孔子卒後至於今五百歲，有能紹明世、正易伝、繼春秋、本詩書禮樂之際，意在斯乎、意在斯乎。

(11)

同上、

余聞董生曰，周道衰廢，孔子為魯司寇，諸侯害之，大夫壅之。孔子知言之不用，道之不行，是非二百四十年之中，以為天下儀表，貶天子，退諸侯，討大夫，以達王事而已矣。子曰，我欲載之空言，不如見之於行事之深切著明也。

(12)

同上、

孔子之時，上無明君，下不得任用，故作春秋、重空文以斷禮義，當一王之法。今夫子上遇明天子下，得守職，万事既具，咸各序其宜，夫子所論，欲以何明。

(13)

『史記・十二諸侯年表』、

太史公說春秋曆譜，至周厲王，未嘗不廢書而歎也。

(14)

『史記・孔子世家』

魯哀公十四年春，狩大野。叔孫氏車子鉏商獲獸，以為不祥。仲尼視之，曰，麟也。……△中略▽……乃因史記作春秋，上至隱公，下訖哀公十四年、十二公。拋魯親周，故殷、運之三代。約其文辭而指博。故吳楚之君自称王，而春秋貶之曰子，踐土之會美召周天子，而春秋諱之，曰天王狩於河陽。推此類以繩當世。貶損之義，後有王者舉而開之。

(15)

『史記・儒林列傳』

太史公曰，余謢功令，至於廣厲學官之路，未嘗不廢書而歎。……△中略▽……西狩獲麟，曰吾道窮矣。故因史記作春秋，以當王法，其辭微而指博。後世學者多錄焉。

(16)

『史記・太史公自序』

余聞之先人，曰，伏羲至純厚，作易八卦。堯舜之盛，尚書載之，禮樂作焉。湯武之隆，詩人歌之。春秋采善貶惡，推三代之德，褒周室，非獨刺謾而已也。……△中略▽……且余嘗掌其官，廢明聖德不載，滅功臣世

家賢大夫之業不述、墮先人所言、罪莫大焉。余所謂述故事、整耆其世伝、非所謂作也、而君比之於春秋、謬矣。

(17) 顧頡剛「司馬談作史」(『史林雜識初編』二二六一二三頁)。顧氏のこの論文は、もと「周叔弢先生六十生日紀念論文集」(一九五一年六月初版)に「司馬談作史考」と題して発表されたものであるが、『史林雜識初編』(一九六三年初版)に収められた時には、大幅な増補が行なわれている。今は、後出のものに従う。

(18) 顧氏は、旧稿ではB・C・一四五年説をとっていたが、新稿ではB・C・一三五年説を採用している。

(19) 顧氏は、旧稿ではB・C・一七五年説を推算していたが、新稿ではB・C・一七年説と改めている。

(20) 顧氏によれば、『史記』の記事の下限を「麟止」とするには、孔子の「春秋」を繼承するとの志を立てた司馬談にふさわしく、司馬遷はむしろ「麟」の出現に疑問を感じていたと見られるという。太史となつた司馬遷にとって、その公的職掌上の最大の事件は、「改正朔」を意味する太初曆の創定であり、武帝期の方土の活躍による「託古改制」の意を含めて、黃帝が五帝本紀の冒頭に加えられざるを得なかつた、といふ。

(21) 『史記・太史公自序』最末尾に「藏之名山、副在京師、

「『史記』の作者たち」について

沢谷

俟後世聖人君子。」とあり、これは『公羊傳』哀公十四年最末尾の一句、「制春秋之義、以俟後聖、以君子之為、亦有樂乎此也。」に相応ずるものとみなされている。

(22) 『史記・太史公自序』において、各篇の成立の趣旨を述べた部分においては、すべて、「作某々本紀」・「作某々列伝」と記されている。これは、『漢書・敍伝』において、すべて一貫して、「述某紀」・「述某々傳」と記されていることと好対照をなす顯著な事実である。

(23) 『史記・屈原賈生列伝』

懷王使屈原造為憲令、屈平屬草藁、未定。上官大夫見而欲奪之、屈平不與、因讒之曰、……中略……王怒而疏屈平。屈平疾王聽之不聰也、讒諂之蔽明也、邪曲之害公也、方正之不容也、故憂愁幽思而作離騷。

(24) 『史記・呂不韋列伝』

莊襄王即位三年、薨。太子政立為王、尊呂不韋為相國號仲父。……中略……是時諸侯多弁士、如荀卿之徒、著書布天下。呂不韋乃使其客人著所聞、集論以為八覽・六論・十二紀、二十余万言。以為備天地萬物古今之事、号呂氏春秋。

(25) 『史記・老子韓非列伝』

非見韓之削弱、數以書諫王、韓王不能用。……中略……故作孤憤・五蠹・內外儲・說林・說難十余万言。

(26)

同上。人或伝其書至秦。秦王見孤憤・五蠹之書、曰、嗟乎、寡人得見此人与之游、死不恨矣。

(27) 『史記・周本紀』には、文王が羑里に拘えられた事は記されているが、周易を案出したことは出ていない。『同・孔子世家』に見える「陳・蔡の厄」は、「春秋」著作の契機をなしたとされる「獲麟」の年よりは、遙かの前の出来事であり、この結びつきにも『史記』としては、無理がある。「左丘の失明」も、『史記・十二諸侯年表』の「太史公曰」には触れられていないし、「春秋国語」という書物の存在は、『左氏伝』の劉歆偽作説と相まって、紛糾すること甚だしい問題で、決着するところを知らない。孫臏についても、『史記・孫子呉起列伝』による限り、

孫臏嘗与龐涓、俱學兵法。龐既事魏、得惠王將軍、而自以為能不及孫臏、乃陰使召孫臏。臏至、龐涓恐其賢於己、疾之、則以法刑斷其兩足而黥之、欲隱勿見。とあって、龐涓との確執が始まると前に、すでに一定の兵法は習得していたとされる。「兵法著作」の記事は、時点が判明しないし、「著作」とは記されていない。

(28) 前掲註(22)で述べた如く、「漢書・遷伝」は、「作某々本紀」「作某々列伝」といった表現を排除する姿勢を持っていると考えられる。

(29)

さらに一步を進めて、現在の「太史公自序」は、司馬遷執筆時の原型を、そのままには伝えていないのではないか、前述した「記述範囲」に関する喰い違いをめぐっての『史記』(本文)との乖異を含めて、この問題を徹底的に考えてみるべきなのかも知れない。筆者は、現状では、顧頊剛氏とともに、『史記・太史公自序』の現状には、幾つもの「喰い違い・矛盾」が孕まれていて、強く指摘するに止めておきたい。

(30) 『史記会注考證・卷一百三十』において、滝川博士は

〔愚按、下文昔西伯拘羑里一段、班史以其与答任安書複刪之、大失情意〕と述べられている。

(31) 『漢書・司馬遷伝・贊』で、

論大道則先黃老而後六經、序遊俠則退処士而進姦雄、述貨殖則崇勢利而羞賤貧、此其所弊也。

とあるのは、司馬遷一人に向けられた批判というよりは、司馬談・司馬遷父子に向けられたものと見るべきであつて、この点、班彪も班固も、ともに司馬氏父子を特に区別する必要を感じていなかつたと思われる。彼らは『太史公書』を「一家之言」として見たのであり、当然、「一家之言」の述作者は、複数ではあれ、「一体」として認識されていた、というべきなのであるう。ただし、その淵源は、

「太史公」なる表現について、司馬家の両者を強いて区別しようとしたが、『史記』の作者たちの歴史叙述の姿勢そのものに胚胎しているというべきであろう。

(32) 『史記会注考證』十の「史記總論・史記附益」の項において、滝川博士は、『漢書・遷伝』の末尾を採録し、「楊惲事、漢書楊惲伝附載」と注され、さらに、「漢書云祖述者、其義未詳。各篇改今上為武帝、天漢以後所死諸王、往往書其謚、賈生列伝、昭帝時列為九卿等語、或是楊惲所附益。」と述べられている。

(33) 同上、「史記總論・後人附益」においては、褚少孫附益と断定された九篇の事例を含む三十四篇での事例が列挙されているが、この内「漢興以来將相年表」・「建元以来侯者年表」での事例は、その記述の範囲から考えて、司馬遷自筆とは考えられぬ事例に属するもので、その数は厖大なものである。

(34) 「五帝本紀」・「夏本紀」・「殷本紀」・「周本紀」等における『尚書』各篇の処理、また、『公羊傳』的な立場に立ちながらも『左氏傳』の資料性を重視したと見られる事例等々。

(35) 『史記』の最大のメリットと考えられている十表の世界では、この様な重複・喰い違いは排除されている。これは、太史令が天官の職であり、紀年を明らかにすることは

彼らの「公務」の領域の問題だったからでもある。十表がそれぞれ作られたそもそもその理由は、その対象とする時期に属する資料の性格に相応じていると考えられるが、「紀」・「伝」の世界での様々な矛盾は、「表」においては原則的には克服されていた、といってよい。

(36) 『漢書』が、その主たる記述範囲を前漢一代に限るという、いわゆる「断代史」の大枠を設定した点にも、明白に「述者」としての立場を見ることができよう。なお、前掲註(22)参照。

附記。本稿は、去る一九七六年七月志賀高原に於て行われた「一九〇〇年代中国文学研究会」の夏期合宿において、「史記」についてと題して行った特別報告の一部に、多少の補筆を加えたものである。報告の機会を与えた関係各位に、感謝の意を表する次第である。

なお、本稿で展開した、中国古代における「春秋」解釈の二つのパターン、孔子を「作者」と見るか、「述者」とみるかの二つの歴史認識パターンは、いわば「春秋」解釈における今・古文学の対峙の発生を暗示するものであり、その意味で、中国における歴史意識の形成と展開に甚だな関わりを持つテーマであろうと思われる。兩漢の今・古文学論争は、清朝考證学と清末公羊學との対峙・抗争をめぐる様々な葛藤を

経て、近時の“四人組”・“近代化”路線闘争に至るまで、今文学的な「通經致用」を選ぶか、古文学的な「实事求是」を選ぶかをめぐって、依然として中国人の歴史意識の在り方

を、ゆきぶり続けている基本論点だからである。筆者は、今後とも、本稿に展開された如き観点に沿って、中国における歴史意識の展開を跡づけてみたいと考えている。